

所定疾患施設療養費算定状況の公表について

介護老人保健施設において、入所者様の医療ニーズに適切に対応する観点から、対象となる疾患を発症した場合における施設での医療に関して評価されることになりました。
以下、厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

所定疾患施設療養費(Ⅰ)について

- ① 対象となる疾患は以下の通りです。
 - 肺炎
 - 尿路感染症
 - 带状疱疹
 - 蜂窩織炎
 - 慢性心不全の増悪
- ② 上記疾患で治療が必要となった入所者様に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定する。
- ③ 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできない。
- ④ 肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定する。
- ⑤ 慢性心不全の増悪については、原則として注射または酸素投与等の処置を実施した場合のみ算定する。
- ⑥ 算定に際して、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記録する。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても同様に、医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診察録に記載する。
- ⑦ 算定開始後は、治療の実施状況について、前年度の当該加算の算定状況を公表する。

令和 6 年度 所定疾患施設療養費算定状況
(令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日)

病名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
肺炎	件数	1											2	3
	日数	2											14	16
尿路感染症	件数	2	3		1	3	1	2	1	4	4	5	1	27
	日数	8	20		2	18	3	10	6	25	19	30	7	148
带状疱疹	件数								1	1				2
	日数								7	7				14
蜂窩織炎	件数	2	1			1								4
	日数	7	6			5								18
慢性心不全増悪	件数													0
	日数													0
合計	件数	5	4	0	1	4	1	2	2	5	4	5	3	36
	日数	17	26	0	2	23	3	10	13	32	19	30	21	196